

資料 2 P17 会議資料の訂正について

※ 修正箇所は太字で示した箇所になります。

【事業の量の見込み】(年間)

事業名	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業 ※実利用件数	20件	25件	30件	35件
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業 ※延べ利用件数	<b>794件</b>	<b>1,000件</b>	<b>1,000件</b>	<b>1,000件</b>
要約筆記者派遣事業 ※延べ利用件数	<b>52件</b>	<b>58件</b>	<b>61件</b>	<b>65件</b>
手話通訳者設置事業	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人	1箇所2人
日常生活用具給付等事業 給付等件数				
介護・訓練支援用具	21件	21件	21件	21件
自立生活支援用具	55件	63件	67件	72件
在宅療養等支援用具	48件	52件	54件	56件
情報・意思疎通支援用具	59件	72件	80件	89件
排泄管理支援用具	6,168件	6,544件	6,740件	6,942件
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	8件	15件	20件	27件
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了人数	21人	25人	25人	25人
移動支援事業	実利用者数	232人	232人	232人
	延べ利用見込時間	15,420時間	<b>15,420時間</b>	<b>15,420時間</b>
地域活動支援センター	市内センター利用	5箇所(135人)	<b>5箇所(135人)</b>	<b>5箇所(135人)</b>
	市外センター利用	1箇所(1人)	1箇所(1人)	1箇所(1人)
障害児等療育支援事業	実施	実施	実施	実施
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※実養成講習修了者人数				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	<b>7人</b>	<b>20人</b>	<b>20人</b>	<b>20人</b>
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	2人	2人	2人	2人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※延べ利用件数				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	<b>10件</b>	<b>10件</b>	<b>10件</b>
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	<b>280件</b>	<b>250件</b>	<b>250件</b>	<b>250件</b>
精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業	—	—	—	1回

## 【見込み量を確保するための方策】

- ・『理解促進研修・啓発事業』については、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則に基づき、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に関する取り組みを行っていくことが必要です。行政機関等における合理的配慮や市職員への研修、広報・啓発活動の推進等により理解の促進を図ります。
- ・『自発的活動支援事業』については、広聴活動の充実や、市民が市の政策形成過程へ参加する機会の増加に努めます。また、障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援します。
- ・『相談支援事業』については、障害のある方やご家族が安心して生活できるよう、川越市障害者総合相談支援センターにおいて、生活相談、就労相談、基幹相談を実施します。
- ・『成年後見制度利用支援事業』は、判断能力の十分でない高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていくために必要です。市長申立て等により、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。
- ・『意思疎通支援事業』について、聴覚や言語機能などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の充実を図ります。
- ・『日常生活用具給付等事業』について、重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるよう、用具の購入等に係る費用の支給を充実します。
- ・『手話奉仕員養成研修事業』については、手話講習会の充実を図ることにより、手話通訳者の養成の充実を図ります。
- ・『移動支援事業』は、障害のある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための**事業として充実を図ります。**
- ・『地域活動支援センター』において、障害のある人の日中活動の場を充実します。
- ・『障害児等療育支援事業』については、より身近な地域での療育機能の充実を図ります。
- ・『専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業』については、聴覚障害者、言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修について充実を図ります。
- ・『専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業』については、聴覚障害者、言語機能障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣します。
- ・『精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業』については、保健、医療、福祉の関係者による協議の場において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての検討・調整を行います。